

根室管内 4 町でがんばる

事業主のみなさんを応援！

第14号

# 協議会情報

平成30年 6月



根室管内 4 町通年雇用促進協議会

# 1 平成30年度の協議会事業について

国（厚生労働省）の委託を受け、今年度も季節労働者の通年雇用化を支援する事業が始まっています。

北海道労働局によると「道内の雇用情勢は、改善が進んでいる」としています。

また、ハローワーク根室における管内（1市4町）の常用雇用職業紹介状況では、30年4月の新規求職者数が317人と前年同月比では7.3%の減少、また新規求人数では578人と同比8.4%の増加となり、有効求人倍率は前年より0.28ポイント上昇の1.61倍で、3ヶ月連続して前年同月を上回っているとのことで、雇用情勢の改善傾向が見られています。

当協議会におきましては、去る6月8日(金)、中標津町役場におきまして平成30年度総会が開催され、事業計画・予算が承認されましたことから、状況を見守りながら引き続き通年雇用化支援事業に取り組んで参ります。

## 2 事業のご紹介について

根室管内4町通年雇用促進協議会が実施する「通年雇用支援事業」は、季節的雇用の事業主に通年雇用に向けた支援づくりをする事業の推進や、季節労働者の方々が通年雇用しやすい環境を整えることが主な使命であり、厚生労働省の委託事業として実施しております。平成30年度は次の事業に取り組む予定です。

### (1) 協議会自らが提案し実施する事業（厚生労働省委託事業）

#### 1. 雇用確保に係る事業（事業主を対象）

実施事業	内容	回数	実施地域	予算額等
①通年雇用化セミナー (季節事業所向け) (10月～11月頃)	地域の事業に対し、国の助成制度の解説や経営多角化などによる通年雇用化の事例紹介、また労働者のスキルアップ支援策等についてのセミナー及び個別相談会を開催します。	1回	中標津町	454千円
②情報提供事業 ・季節事業所向け情報誌等の作成、配付 (6月／3月)	季節事業者向けに情報誌を作成・配付し、地域企業に通年雇用化に係る各種情報等の提供啓発を促します。	2回	4町全域	624千円
・事業カレンダー (5月)	事業カレンダーポスターを作成、配付します。			

## 2. 就職促進に係る事業（季節労働者を対象）

実施事業	内 容	回数	実施地域	予算額等
①通年雇用化意識啓発セミナー (季節労働者向け)  (1月～2月頃)  	季節労働者の意識啓発と将来の生活設計を視野に入れながら、就職に必要な資格の紹介、スキルアップへのアドバイス等に関するセミナー及び個別相談会を開催します。	1回	中標津町	880千円
②情報発信事業 ・季節労働者向け情報誌の作成、配付  (7月／9月／1月／3月)	季節労働者向けに「協議会だより」として年4回、情報を発信します。  (A4判4ページ)	4回	4町全域	858千円
・啓発リーフレットの作成、配付  (5月)	啓発リーフレットを作成し、随時配付します。	1回		
③建設オペレーター人材育成研修事業 (通年)  	建設業界が必要とする人材の確保と育成を図るために、建設オペレーターの資格取得を支援します。資格取得による通年雇用化が見込まれることから、更なる促進を図ります。	13講習	実施機関 中標津町	4,839千円
④土木施工管理技士資格取得支援事業  (7月～10月)	土木建築業で需要が高まり、就転職においても大きな強みとなる、土木施工管理技士資格取得の支援策として準備講習を行い、次世代の人材育成を支援します。	1講習	実施機関 中標津町	912千円

## (2) 地域自らが実施する事業（協議会単独事業）

### 1. 情報管理に係る事業

実施事業	内 容	回数	実施地域	予算額等
①協議会事業案内、事業所季節労働者情報の登録・管理事業 (通年)	対象となる季節事業所の名称、業種、経営規模等、季節労働者の氏名等の登録・更新により事業実施への活用を図ります。	随時	4町全域	334千円

	 ②協議会ホームページ運営事業 (通年)	組織の紹介、事業概要、国の助成制度の紹介や各種セミナー開催の案内等の情報を広く提供します。	随 時	4町全域	65千円
--	---	---	-----	------	------

## 2. 就職促進に係る事業

	①人材育成研修事業 (通年)	建設業界が必要とする人材の確保・育成を図るため、労働安全衛生法に規定する特別教育の受講を支援します。	6 講習	実施機関 中標津町	566千円
--	-------------------	--	------	--------------	-------

## 3. 季節労働者資格取得支援事業

	 ①季節労働者資格取得支援事業 (通年)	季節労働者が通年雇用に資する資格を取得した場合に、費用の3割を助成。 ※助成金活用分は北海道が全額負担します。(1名10万円限度)	随 時	指定機関	237千円
--	--	--	-----	------	-------

## 3 協議会事業への参加について

本年度も引き続き事業主の方を対象に協議会事業の情報提供をさせていただく為、季節労働者の登録をお願いしております。

平成30年3月末現在、当協議会にご登録いただいている事業所及び季節労働者数は、下記のとおりです。

	登録事業所	季節労働者
中標津町	142社	277名
別海町	85社	55名
標津町	59社	64名
羅臼町	124社	152名
計	410社	548名



(平成30年3月末現在)

通年雇用促進支援事業により通年で雇用された季節労働者の方がいらっしゃいましたら、協議会にご連絡下さいますようお願い致します。  
 また、当協議会ホームページでは常に新しい情報の発信に心がけております。  
 ぜひご活用下さい。

■根室管内4町通年雇用促進協議会ホームページ  
<http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>

## 無期転換ルールへの対応はお済みですか？

無期転換ルールは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者からの申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。この通算5年のカウントの対象となるのは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約からですので、平成30年4月1日で5年が経過し、有期社員に無期転換申込権が本格的に発生しているため、就業規則や社内制度の検討・整備等が進んでいない企業につきましては早急な対応が必要です。

### ○社内における有期社員の就労実態を把握しましょう。

雇用している有期社員の人数、更新回数、勤続年数、担当業務などを整理してください。そのほか、会社の就業規則において、有期社員の定義が明確になっているか、正社員、有期社員の労働条件等が就業規則、給与規定等においてどのように規定されているかも確認しましょう。

### ○社内の仕事を整理し、社員区分毎に任せる仕事を考えましょう。

有期社員を無期転換後どのような社員として位置づけるかなど、人材活用を戦略的に行うため、無期転換ルールへの対応の方向性を検討しましょう。有期社員が無期転換した場合、転換後の雇用区分に応じ、従来の「正社員」との異同を明確にしておかないと、トラブルが発生するおそれがあります。あらかじめ労使の間で、担当する業務や待遇などの労働条件を十分に確認することが重要です。

### ○適用する労働条件を検討し、就業規則を作りましょう。

無期転換後の労働条件をどのように設定するか検討し、就業規則等を整備しましょう。無期転換者と正社員の仕事内容や責任の範囲、労働条件などに差異がないにもかかわらず、待遇や評価に差異がある場合、妥当性や社員の納得性に留意した待遇や評価制度にすることが求められます。

### ○運用と改善を行いましょう。

無期転換をスムーズに進める上で大切なのは、労使のコミュニケーションを密に取ることです。労使双方が納得できる制度を構築するために、丁寧な説明を心がけるとともに、円滑に無期転換制度が運用されているかを把握し、必要に応じて改善を行うことが望まれます。

### ○雇止めの検討は慎重に

有期労働契約において、使用者が契約更新を行わず、契約期間の満了により雇用が終了することを「雇止め」といいますが、無期転換ルールを避けることを目的として無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されないので、慎重な対応が必要です。

都道府県労働局に「無期転換ルール特別相談窓口」が設けられています。

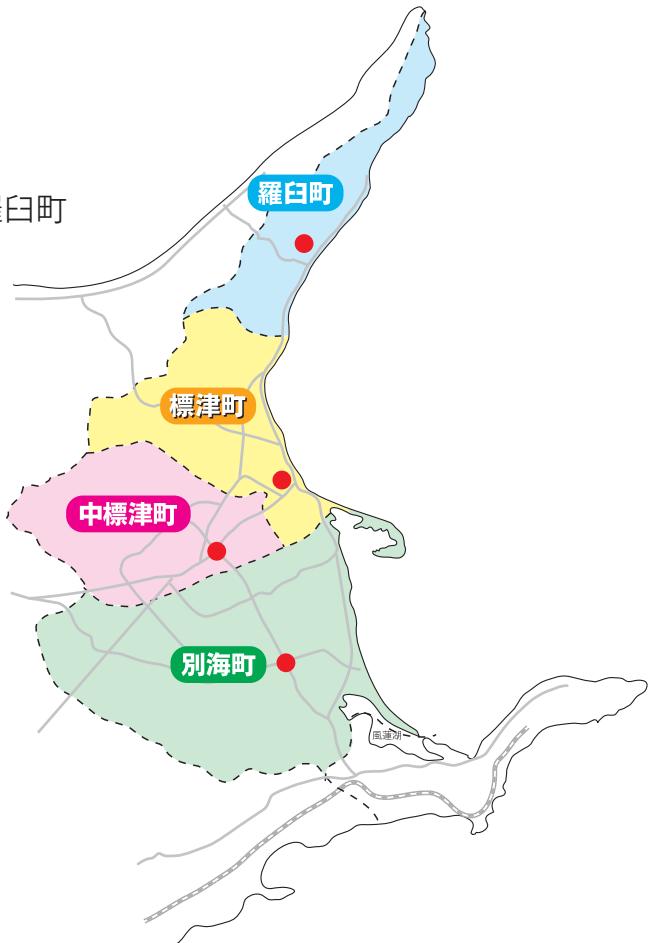
無期転換ルールに関するご相談は、下記へご相談ください。

北海道労働局 雇用環境・均等部 011-709-2715

# 協議会を構成する団体

## 自治体

北海道 中標津町・別海町・標津町・羅臼町



## 経済・産業団体

中標津町商工会・別海町商工会  
標津町商工会・羅臼町商工会  
中標津建設業協会・別海町建設業協会  
標津建設業協会・羅臼建設業協会

## 労働関係団体

連合北海道中標津地区連合会  
連合北海道別海地区連合会  
連合北海道標津地区連合会  
連合北海道羅臼地区連合会

## オブザーバー

ハローワーク根室



## 根室管内 4町通年雇用促進協議会

### 事務局

中標津町役場 経済振興課商工労働係  
〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22  
TEL (0153) 73-3111

### お問い合わせ先

〒086-1013 中標津町東13条南7丁目 労働会館内  
TEL (0153) 72-6789(FAX兼用)

URL <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>  
E-mail n4cho-tsuumen-koyou@bz03.plala.or.jp